

令和健康科学大学教員選考内規

(趣旨)

第1条 本内規は、令和健康科学大学教員等選考規程（以下「選考規程」という。）第7条の規定により、教員の選考を行うために必要な事項を定めるものである。

(教員選考委員会)

第2条 学長は、選考規程第2条により、学部長から教員の選考についても申し出があったときは、当該学部長に教員選考委員会（以下「選考委員会」という。）の設置を指示する。なお、設置の期間は、当該教員の採用が決定するまでとする。

2 選考委員会では、次の各号について審議し、審議結果は大学運営会議に諮るものとする。

- (1) 教員選考の方法
- (2) 教員選考基準に関する事
- (3) 教員の選考に関する事

3 選考委員会は次の各号により組織する。なお、議長は、学部長が務める。

おって、教員選考委員会の構成は大学運営会議に諮るものとする。

- (1) 学部長
- (2) 学科長
- (3) 学部長が指名した教員

附則

本内規は、令和4年8月10日から施行する。

附則

本内規は、令和5年10月1日から改正、施行する。